

# 熊本県公報

第 1 1 6 6 4 号  
平成 20 年 3 月 5 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨……………(交通・くらし安全課) 1
- 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生……………(畜産課) 1
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定……………( " ) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定……………( " ) 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定……………( " ) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定……………( " ) 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定……………( " ) 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………(森林保全課) 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………( " ) 3
- 熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領……………(監理課) 4
- 保安林の指定……………(森林保全課) 5

**公 告**

- 建設業法第 29 条の 2 に基づく公告……………(監理課) 5
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画・技術管理課) 5
- 道路の位置指定……………(建築課) 7
- "……………( " ) 7
- 都市計画法第 36 条第 3 項の規定に基づく開発行為工事完了公告……………( " ) 7
- 平成 20 年度県民キャリア形成支援事業業務委託受託者の選定……………(労働雇用総室) 7
- 平成 20 年度くまもと県民交流館しごと相談・支援センター託児業務に係る一般競争入札……………( " ) 8

**登 載 依 頼**

- 第 15 回熊本県地域福祉推進委員会の開催……………(健康福祉政策課) 10
- 熊本県主要農作物奨励品種審査会の開催……………(農産課) 10
- 熊本県立美術館協議会の会議の開催……………(熊本県立美術館) 11
- 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程……………(企業局総務経営課) 11
- 熊本南警察署留置人給食の調達に係る一般競争入札……………(熊本南警察署会計課) 13
- 熊本県市町村合併推進審議会の開催……………(市町村総室) 16
- 第 1 回熊本県教育振興基本計画検討委員会専門部会の開催……………(教育政策課) 16
- 平成 19 年度熊本県スポーツ振興審議会の開催……………(体育保健課) 17

## 告 示

**熊本県告示第 161 号**  
 熊本県少年保護育成条例(昭和 46 年熊本県条例第 30 号)第 5 条第 1 項の規定により少年に優良な興行として平成 20 年 2 月 25 日次のように推奨したので、同条第 2 項の規定により告示する。  
 平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	推奨理由
推奨映画	ライラの冒険 黄金の羅針盤 (ギャガ・コミュニケーションズ、松竹)	少年を健全に育成するうえで有益である。

**熊本県告示第 162 号**  
 家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。  
 平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発生年月日	発生場所	発生頭数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 20 年 2 月 19 日	球磨郡錦町	1 戸 1 頭	乳用牛

**熊本県告示第 163 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【訪問介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
宇土市社会福祉事業団訪問介護事業所 宇土市南段原町 161 番地 1	社会福祉法人宇土市社会福祉事業団	平成 20 年 4 月 1 日

**熊本県告示第 164 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【介護予防訪問介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
宇土市社会福祉事業団訪問介護事業所 宇土市南段原町 161 番地 1	社会福祉法人宇土市社会福祉事業団	平成 20 年 4 月 1 日

**熊本県告示第 165 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【訪問介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーションよろこび 上益城郡嘉島町下六嘉 3220 番地 2	株式会社ひかり企画	平成 20 年 3 月 1 日

**熊本県告示第 166 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【介護予防訪問介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーションよろこび 上益城郡嘉島町下六嘉 3220 番地 2	株式会社ひかり企画	平成 20 年 3 月 1 日

**熊本県告示第 167 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【福祉用具貸与】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ライフネットサービス人吉球磨営業所	株式会社ライフネットサービス	平成 20 年 2 月 22 日

球磨郡多良木町久米 1215 番地

## 【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ライフネットサービス人吉球磨営業所 球磨郡多良木町久米 1215 番地	株式会社ライフネットサービス	平成 20 年 2 月 22 日

## 熊本県告示第 168 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【介護予防福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ライフネットサービス人吉球磨営業所 球磨郡多良木町久米 1215 番地	株式会社ライフネットサービス	平成 20 年 2 月 22 日

## 【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ライフネットサービス人吉球磨営業所 球磨郡多良木町久米 1215 番地	株式会社ライフネットサービス	平成 20 年 2 月 22 日

## 熊本県告示第 169 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的 水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 熊本県告示第 170 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 171 号**

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領  
熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（平成 16 年 3 月 31 日熊本県告示第 331 号）の一部を次のように改正する。

2 中「県工事等における金額階層別入札方法について（平成 16 年 3 月 29 日付け監第 2891 号）に定める」を削る。

3 中「基準価格」を「調査基準価格」に、「をあらかじめ定め、基準価格を下回る価格の入札について、低入札調査を行うものとする」を「は、原則として、予定価格算定の基礎となった設計金額の直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額に 100 分の 60 を乗じて得た額の合計額（円未満切上げ）とする。ただし、その額が予定価格（税抜き）の 100 分の 85 を超える場合は、予定価格（税抜き）に 100 分の 85 を乗じて得た額（円未満切上げ）とする」に改める。

4 中「基準価格を下回る」を「調査基準価格未満の価格で」に改め、「「保留」と」を「落札者の決定を保留する旨を」に改める。

10 の（1）中「基準価格」を「調査基準価格」に改め、10 の（2）中「基準価格を下回った」を「調査基準価格未満の価格で」に改め、10 の（3）中「基準価格を下回った」を「調査基準価格未満の価格で」に改め、10 の（4）中「基準価格を下回った」を「調査基準価格未満の価格で」に改め、10 の（5）中「基準価格を下回った」を「調査基準価格未満の」に改め、10 の（6）中「基準価格を下回った」を「調査基準価格未満の」に改め、10 を 11 とする。

9 中「8」を「9」に改め、9 を 10 とする。

8 の（2）を次のように改め、8 を 9 とする。

(2) 審査の結果適合した履行がされないおそれがあると認められる場合等の措置

ア 6 の失格判断基準価格未満の価格で入札を行った者は、失格とする。

イ 7 に定める調査資料の提出がない場合又は審査委員会がその価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めた場合は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをしたもの（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

ウ ア又はイの場合で、次順位者が調査基準価格未満の価格の入札者であったときには、6 以降と同様の手続による。

エ 次順位者を落札者に決定したときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者に決定した旨を入札者全員に対して通知するものとする。（様式 13 ～ 15）

7 中「6」の次に「及び 7」を加え、7 を 8 とする。

6 中「契約担当課は、」の次の「基準価格を下回った入札を行った者」を「調査基準価格未満の価格の入札者であって、6 の失格判断基準価格以上の価格の入札を行った者があつた場合には、当該者」に改め、「基準価格を下回る」を「調査基準価格未満の」に改め、6 を 7 とする。

6 を次のように改める。

6 数値的判断による失格基準

契約担当課及び事業担当課は、失格判断基準価格未満の価格で入札を行った者があつた場合には、7 により調査を行うことなく、その旨を契約審査委員会に報告し、その意見を求めるものとする。

失格判断基準価格は、原則として、予定価格算定の基礎となった設計金額の直接工事費の額に 100 分の 85 を乗じて得た額、共通仮設費の額に 100 分の 65 を乗じて得た額、現場管理費の額に 100 分の 60 を乗じて得た額の合計額（円未満切上げ）とする。

様式 1 の表中 「 

基準価格	円
------	---

 を

「 

調査基準価格	円
失格判断基準価格	円

 に改める。

様式 2 及び様式 9 中「下請け会社」を「下請会社」に改める。

様式 10 中「過去 3 ヶ年」を「過去 3 か年」に改める。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県告示第 172 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県上天草市松島町合津字北前島 6215 の 6、6215 の 7
  - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告**

**熊本県公告第 145 号**

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 の規定に基づき、営業所の所在地又は建設業者の所在地を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日から 30 日以内に申し出ること。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 営業所の所在地又は建設業者の所在地が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
  - (1) 有限会社新栄工業  
 熊本市池上町 1414-1  
 代表取締役 佐々木 英昭  
 熊本県知事許可（般－18）第 05654 号
  - (2) 有限会社新起  
 熊本市良町 5-22-5  
 代表取締役 守屋 俊男  
 熊本県知事許可（特－16）第 12917 号
  - (3) 株式会社イマムラ工業  
 熊本市小山 2-18-123 エクセルハイムⅢ 201 号  
 代表取締役 今村 講二  
 熊本県知事許可（般－15）第 15528 号
  - (4) 有限会社大塚工業  
 熊本市清水新地 4-7-30  
 代表取締役 大塚 浩  
 熊本県知事許可（般－17）第 12296 号
  - (5) 有限会社征寿工業  
 天草市棚底 646-1  
 代表取締役 松本 孝治  
 熊本県知事認可（般－17）第 00291 号
- 2 申出先  
 熊本県土木部監理課

**熊本県公告第 146 号**

八代郡氷川町に事務所を置く氷川土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定に基づき公告する。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏名	住所
退任		
理事	浜田 洋	八代郡氷川町網道 1480 番地
理事	中村 勝雄	八代郡氷川町島地 759 番地 2

理事	増住 公成	八代郡氷川町鹿島 125 番地
理事	泉 一憲	八代郡氷川町鹿島 422 番地
理事	上村 修	八代郡氷川町鹿野 720 番地 1
理事	河野 俊光	八代郡氷川町鹿野 125 番地 2
理事	小林 満雄	八代郡氷川町網道 1473 番地
理事	宮崎 久義	八代郡氷川町網道 135 番地
理事	米村 清人	八代郡氷川町網道 1538 番地
理事	梅田 滝男	八代郡氷川町網道 878 番地 1
理事	石原 憲治	八代郡氷川町若洲 92 番地
理事	高橋 千秋	宇城市小川町不知火 14 番地
理事	村上 恵	八代郡氷川町野津 718 番地
理事	松田 達之	八代郡氷川町野津 4162 番地
理事	木村 秀征	八代郡氷川町野津 2688 番地
理事	本田 隆雄	八代郡氷川町高塚 605 番地
理事	橋本 茂昭	八代郡氷川町新田 282 番地
理事	上田 克彦	八代郡氷川町大野 285 番地 4
理事	松田 忠一	八代郡氷川町中島 294 番地
理事	島崎 裕二	八代郡氷川町梶 512 番地
理事	西田 直	八代郡氷川町有佐 115 番地
理事	橋本 敏雄	八代郡氷川町早尾 1661 番地
監事	田河 秀幸	八代郡氷川町島地 107 番地
監事	米村 和弘	八代郡氷川町高塚 1891 番地
監事	宮崎 繁晴	八代市鏡町中島 193 番地 1
就任		
理事	浜田 洋	八代郡氷川町網道 1480 番地
理事	中村 勝雄	八代郡氷川町島地 759 番地 2
理事	増住 公成	八代郡氷川町鹿島 125 番地
理事	泉 一憲	八代郡氷川町鹿島 422 番地
理事	上村 修	八代郡氷川町鹿野 720 番地 1
理事	河野 俊光	八代郡氷川町鹿野 125 番地 2
理事	小林 満雄	八代郡氷川町網道 1473 番地
理事	宮崎 久義	八代郡氷川町網道 135 番地
理事	米村 清人	八代郡氷川町網道 1538 番地
理事	梅田 滝男	八代郡氷川町網道 878 番地 1
理事	石原 憲治	八代郡氷川町若洲 92 番地
理事	高橋 千秋	宇城市小川町不知火 14 番地
理事	村上 恵	八代郡氷川町野津 718 番地
理事	松田 達之	八代郡氷川町野津 4162 番地
理事	木村 秀征	八代郡氷川町野津 2688 番地
理事	本田 隆雄	八代郡氷川町高塚 605 番地
理事	橋本 茂昭	八代郡氷川町新田 282 番地
理事	上田 克彦	八代郡氷川町大野 285 番地 4
理事	松田 忠一	八代郡氷川町中島 294 番地
理事	島崎 裕二	八代郡氷川町梶 512 番地
理事	西田 直	八代郡氷川町有佐 115 番地
理事	橋本 敏雄	八代郡氷川町早尾 1661 番地
監事	田河 秀幸	八代郡氷川町島地 107 番地
監事	米村 和弘	八代郡氷川町高塚 1891 番地
監事	宮崎 繁晴	八代市鏡町中島 193 番地 1

**熊本県公告第 147 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市健軍一丁目 27 番 1 号
- 2 築造者の氏名 株式会社愛住宅
- 3 道路の位置 宇城市松橋町曲野字右近田 2477 番 4
- 4 道路の幅員 4.50 メートル
- 5 道路の延長 54.53 メートル
- 6 指定年月日 平成 20 年 2 月 13 日
- 7 指定番号 宇城景建第 59 号

**熊本県公告第 148 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市築地 1596 番地 103
- 2 築造者の氏名 松浦勲
- 3 道路の位置 玉名市築地字兎町 1596 番 291、同 1596 番 293 及び同 1596 番 294
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 132.33 メートル
- 6 指定年月日 平成 20 年 2 月 20 日
- 7 指定番号 玉名景建第 73 号

**熊本県公告第 149 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
宇土市南段原町字南 212 番 1、同 212 番 3、同 212 番 4、同 212 番 5、同 212 番 6、同 212 番 7、同 212 番 8、同 212 番 9、同 212 番 10、同 212 番 11、同 212 番 12、同 212 番 13、同 212 番 14、同 212 番 15、同 212 番 16、同 212 番 17、同 212 番 18、同 212 番 19、同 212 番 20、同 212 番 21、同 212 番 22 及び里道  
4,929.31 平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名  
宇土市松原町 25 番地 10  
有限会社三和住研不動産

**熊本県公告第 150 号**

提案公募方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 業務概要
  - (1) 事業名  
平成 20 年度県民キャリア形成支援事業
  - (2) 業務内容
    - ア くまもと県民交流館しごと相談・支援センター（以下「センター」という。）内及びその他地域における求職者への就職支援を目的とした個別キャリアカウンセリング及びその他相談業務の実施
      - (ア) センター内  
月 7 回程度 1 日 5 時間
      - (イ) その他県内各地  
県内 3 カ所（予定）1 日 5 時間
    - イ 上記アの相談業務利用者への追跡調査の実施
    - ウ センター職員への研修及び助言  
2 回程度 1 回 2 時間
    - エ その他センター業務に資する企画なお、詳細については、別途配布する「県民キャリア形成支援事業企画コンペ参加要領」及び「県民キャリア形成支援事業委託仕様書」による。
  - (3) 委託期間

- 契約の日から平成 21 年 3 月 30 日まで
- 2 企画コンペ参加希望者の要件  
企画コンペに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。
- (1) 団体の要件
- ア 法人格の有無は問わないが、団体としての活動歴が 1 年以上あること。  
イ その活動の内容を報告書として示せること。
- (2) 人員に関する要件
- キャリアカウンセリング等を行う者（以下「カウンセラー」という。）が、5 名以上在籍すること。カウンセラーはすべてアの要件を満たすこと。また、少なくとも 3 名以上のカウンセラーはアの要件に加えてイの要件も満たすこと。  
ア カウンセラー者は、厚生労働省キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）対象となるキャリア・コンサルタント能力評価試験等に合格した者であること。  
イ センター及びその他公的機関又はそれに類する機関において、キャリアカウンセリングの経験が年間 30 ケース（人）以上あること。
- 3 企画コンペ参加要領等の配布について
- (1) 配布期間  
平成 20 年 3 月 5 日（水）から 3 月 10 日（月）までの午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 配布場所  
熊本市手取本町 8-9 テトリアくまもとビル 9 階  
くまもと県民交流館しごと相談・支援センター  
(096-355-4309)
- 4 応募方法  
平成 20 年 3 月 17 日（月）午後 5 時までに所定の様式により応募書類をセンターに提出するものとする。
- 5 問い合わせ先  
熊本市手取本町 8-9 テトリアくまもとビル 9 階  
くまもと県民交流館しごと相談・支援センター  
(096-355-4309)

#### 熊本県公告第 151 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 委託業務の名称  
平成 20 年度くまもと県民交流館しごと相談・支援センター託児業務
- (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 30 日まで
- (4) 入札方法
- ア 入札金額は、平成 20 年度くまもと県民交流館しごと相談・支援センター託児業務に要する保育者 1 人当たり 1 時間の費用とする。  
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。  
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件を満たす者であること。  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「別表（20）その他」の「託児業務」に関して登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）

- 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号  
電話 096-333-2581 (ダイヤルイン)
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成20年3月5日(水)から平成20年3月13日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県くまもと県民交流館 しごと相談・支援センター  
郵便番号 860-8554 熊本市手取本町8番9号 テトリアくまもとビル9階  
電話 096-355-4309
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成20年3月5日(水)から平成20年3月13日(木)までの日の午前9時から午後5時30分までとする。  
イ 交付場所  
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成20年3月26日(水) 午前10時から  
イ 場所  
熊本市手取本町8番9号 テトリアくまもとビル9階  
熊本県くまもと県民交流館 会議室2
- (4) 入札書の提出方法  
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額に、仕様書に示す年間時間数と保育者人数を乗じた金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
ケ 2以上の意思表示をした入札  
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要

- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 6 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 3 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつこれらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 登載依頼

#### 熊本県地域福祉推進委員会公告第 1 号

第 15 回熊本県地域福祉推進委員会を次のとおり開催する。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県地域福祉推進委員会 会長 由井 照二

- 1 開催日時  
平成 20 年 3 月 12 日（水）  
午前 10 時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題  
(1) 熊本県地域福祉支援計画の進捗状況について  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の 5 分前までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県地域福祉推進委員会事務局  
(熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室地域福祉企画班)  
(電話 096-383-1111 内線 7026)

#### 熊本県主要農作物奨励品種審査会公告第 1 号

熊本県主要農作物奨励品種審査会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県主要農作物奨励品種審査会会長

- 1 開催日時  
平成 20 年 3 月 11 日（火）  
午前 10 時から 12 時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号 県庁本館 5 階 審議会室
- 3 議題  
(1) 奨励品種に採用したい系統について  
・ 水稻「熊本 A49 号」  
(2) 奨励品種から認定品種に変更したい品種について  
・ 水稻「いただき」  
(3) 認定品種から奨励品種に変更したい品種について  
・ 大麦「はるしづく」  
(4) 奨励品種等から廃止したい品種について  
・ 水稻「バンバンザイ」  
・ 大麦「ミサトゴールドン」

- ・大麦「ニシノチカラ」
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において、審査会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県主要農作物奨励品種審査会事務局（熊本県農林水産部農産課農産流通班）  
（電話 096-383-1111 内線 5381）

**熊本県立美術館協議会公告第1号**

熊本県立美術館協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成20年3月5日

熊本県立美術館協議会

- 1 日時  
平成20年3月13日（木）  
午後2時から午後4時まで
- 2 場所  
熊本市二の丸2番  
熊本県立美術館本館 事務棟2階会議室
- 3 議事内容
  - (1) 平成19年度事業報告について
  - (2) 平成20年度事業計画について
  - (3) 今後の美術館運営のあり方について
  - (4) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市二の丸2番  
熊本県立美術館協議会事務局（熊本県立美術館総務企画課）  
（電話 096-352-2111）

**熊本県公営企業管理規程第1号**

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

熊本県企業局職員就業規程（昭和38年電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項中「第3項の」を「第5項の」に改め、同項を第7項とし、第4項中「再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。」を「育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。」に改め、同項を第6項とし、第3項中「再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。」を「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。」に改め、同項を第5項とし、第2項中「法律第261号）」の次に「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法を加え、「占める職員」を「占めるもの」に、「前項の」を「第1項の」に改め、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間

当たり 32 時間までの範囲内で、管理者が定める。

第 2 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、管理者が定める。

第 7 条の 2 第 1 項中「第 4 項、第 5 項又は第 8 項」を「第 6 項、第 7 項又は第 10 項」に改める。

第 8 条第 1 項中「所属長」を「管理者」に、「必要がある場合においては、勤務時間を延長し、又は休日等に勤務させることができる。」を「臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合においては、業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において勤務を命ずることができる。」に改め、同条第 2 項中「所属長」を「管理者」に、「再任用短時間勤務職員に勤務することを命ずる」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に勤務することを命ずる」に、「再任用短時間勤務職員」を「これらの職員の」に改める。

第 11 条を次のように改める。

（年次有給休暇）

第 11 条 管理者は、職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）に対して 1 年につき、20 日（年の中途において採用された職員については、別表第 1 に定める日数）の年次有給休暇を与えるものとする。

- 2 管理者は、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に対して 1 年につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）の年次有給休暇を与えるものとする。

(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）20 日に斉一型短時間勤務職員の 1 週間の勤務日の日数を 5 日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）160 時間に第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき定められたその者の勤務時間を 40 時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8 時間を 1 日として日に換算して得た日数

- 3 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が年の中途において採用された場合の年次有給休暇については、斉一型短時間勤務職員にあっては、別表第 2 の上欄に掲げる採用の月に応じて下欄に掲げる 1 週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数とし、不斉一型短時間勤務職員にあっては、別表第 3 の上欄に掲げる採用の月に応じて下欄に掲げる時間数に第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を 40 時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8 時間を 1 日として日に換算して得た日数（1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- 4 前 2 項の規定にかかわらず、これらに規定する年次有給休暇の日数が労働基準法第 39 条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

5 職員（再任用職員（地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員を除く。）の 1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、熊本県一般職の職員の例による日数とする。

6 再任用職員及び任期付短時間勤務職員の勤務形態が変更されるときに当該変更の日以後における年次有給休暇の日数については、熊本県一般職の職員の例による。

7 年次有給休暇の日数の計算は、暦年によるものとする。

8 第 1 項から第 6 項までに規定する場合において、年次有給休暇の残日数があるときは、熊本県一般職の職員の例により繰り越すものとする。

9 職員の年次有給休暇は、1 日又は 1 時間を単位として与えることができる。この場合において、1 時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって 1 日とする。

(1) 次号から第 4 号までに掲げる職員以外の職員 8 時間

(2) 育児休業法第 10 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等

ア 育児休業法第 10 条第 1 項第 1 号 4 時間

イ 育児休業法第 10 条第 1 項第 2 号 5 時間

ウ 育児休業法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 4 号 8 時間

(3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員を除く。）勤務日ごとの勤務時間の時間

数（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

（4）不斉一型短時間勤務職員（第2号に掲げる職員を除く。） 8時間

第13条の次に次の1条を加える。

第13条の2 別表第4中12の項から15の項までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1日を単位とする別表第4中12の項から15の項までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

3 1時間を単位として使用した別表第4中12の項から15の項までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間

（2）斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（8時間を超える場合にあっては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

（3）不斉一型短時間勤務職員 8時間

第16条第2項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）を「育児休業法」に、「（平成3年熊本県条例第14号。）を」（平成4年熊本県条例第14号。）に改める。

第32条を第35条とし、第21条から第31条までを3条ずつ繰り下げ、第20条第1項中「、第16条及び第17条まで」を「及び第16条から第20条まで」に改め、同条を第23条とし、第19条を第22条とし、第18条を第21条とし、第17条の次に次の3条を加える。

（自己啓発等休業）

第18条 管理者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が、3年を超えない範囲内において、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業（以下「自己啓発等休業」という。）をすることを承認することができる。

2 前項の自己啓発等休業については、熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年熊本県条例第67号）に準じて取り扱うものとする。

（修学部分休業）

第19条 管理者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が、大学等における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「修学部分休業」という。）を承認することができる。

2 前項の修学部分休業については、熊本県職員等の修学部分休業に関する条例（平成19年熊本県条例第68号）に準じて取り扱うものとする。

（高齢者部分休業）

第20条 管理者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が、当該職員に係る定年退職日から5年を超えない範囲内においてさかのぼった日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 前項の高齢者部分休業については、熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成19年熊本県条例第69号）に準じて取り扱うものとする。

別表第2中「別表第2（第11条第2項関係）」を「別表第2（第11条第3項関係）」に改める。

別表第3中「別表第3（第11条第2項関係）」を「別表第3（第11条第3項関係）」に改める。

別表第4中「別表第4（第13条関係）」を「別表第4（第13条、第13条の2関係）」に改め、同表13の項中「（再任用短時間職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者が定める時間）」を削り、14の項中「（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者が定める時間）」を削る。

別記様式中「第20条第2項」を「第23条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに使用した別表第4中13の項から15の項までの休暇については、改正後の熊本県企業局職員就業規程別表第4中13の項から15の項のそれぞれの休暇として使用されたものとみなす。

## 熊南会公告第23号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年3月5日

熊本南警察署長 藤 井 勝 公

1 競争入札に付する事項

（1）調達物品

留置人給食（朝食、昼食及び夕食の納入）

（2）調達物品の仕様及び数量

- 入札説明書による。
- (3) 契約の種類  
単価契約
  - (4) 契約期間  
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
  - (5) 納入場所  
熊本南警察署留置管理室
  - (6) 入札方法
    - ア 入札金額は、留置人給食の朝食、昼食及び夕食 1 食当たりの納入代金とする。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
    - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「業務委託：給食業務」に登録され、その格付け区分が「A」又は「B」に決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
    - (2) 食品衛生法第 52 条に基づく熊本県知事又は熊本市長の許可を受けていること。
    - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
    - (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
    - (5) 6 の（4）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
  - 3 入札参加資格を得るための申請方法等
    - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
    - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
    - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 20 年 3 月 5 日（水）から平成 20 年 3 月 11 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
    - (1) 提出期間  
平成 20 年 3 月 5 日（水）から平成 20 年 3 月 17 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
    - (2) 提出場所  
5 に記載のとおり
    - (3) 提出方法  
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
    - (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
  - 5 契約条項を示す場所  
熊本南警察署会計課会計係（熊本南警察署庁舎 1 階）  
郵便番号 860-0824 熊本市十禅寺三丁目 3 番 28 号  
電話 096-326-0110 内線 232
  - 6 入札手続等
    - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成20年3月5日(水)から平成20年3月17日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
5に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時  
平成20年3月14日(金)午後1時30分から  
イ 場所  
熊本南警察署3階会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成20年3月19日(水)午前10時から  
イ 場所  
熊本南警察署3階会議室
- (5) 入札書の提出方法  
6の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成20年3月18日(火)午後5時までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった朝食、昼食及び夕食の単価(消費税等を含む)に調達予定数量を乗じた総額の100分の5以上の金額を6の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所為の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
ケ 2以上の意思表示をした入札  
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、朝食、昼食及び夕食単価が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、調達予定数量を乗じた総額が最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から10日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、朝食、昼食及び夕食の契約単価に調達予定数量を乗じた総額の100分の10以上の金額を納付しなければ

ならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

#### 熊本県市町村合併推進審議会公告第 6 号

熊本県市町村合併推進審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県市町村合併推進審議会  
会長 中 川 義 朗

- 1 開催日時  
平成 20 年 3 月 13 日（木）  
午前 10 時から午後 0 時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 主な議題（予定）
  - (1) 熊本県市町村合併推進構想（第 2 次）作成後の主な動きについて
  - (2) 「合併効果の検証」報告書（案）について
  - (3) 今後の進め方等について
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場前の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従い、会議の会場に入室してください。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の議題  
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 7 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県市町村合併推進審議会事務局（熊本県総務部市町村総室合併推進班）  
（電話 096-333-2106）

#### 熊本県教育委員会公告第 7 号

第 1 回熊本県教育振興基本計画検討委員会専門部会の開催について

第 1 回熊本県教育振興基本計画検討委員会専門部会を次のとおり開催します。

平成 20 年 3 月 5 日

熊本県教育長 柿 塚 純 男

- 1 開催日時及び開催場所
  - (1) 学校教育部会
    - ① 開催日時  
平成 20 年 3 月 13 日（木）午前 10 時から
    - ② 開催場所  
熊本市水前寺公園 28-51  
ホテル熊本テルサ「ひばり」
  - (2) 生涯学習部会
    - ① 開催日時  
平成 20 年 3 月 14 日（金）午前 10 時から
    - ② 開催場所  
熊本市水前寺一丁目 33-18  
水前寺共済会館「スカイルーム」
  - (3) 教育環境部会
    - ① 開催日時  
平成 20 年 3 月 14 日（金）午後 1 時 30 分から
    - ② 開催場所  
熊本市水前寺一丁目 33-18  
水前寺共済会館「スカイルーム」
- 2 議事

- 熊本県教育振興基本計画（仮称）素案の検討について
- 3 傍聴者の定員  
各部会 10 人
  - 4 傍聴手続  
(1) 傍聴を希望される方は、各専門部会の会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付を行ってください。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
  - 5 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県教育振興基本計画検討委員会事務局（熊本県教育庁教育政策課）  
（電話 096-333-2673）
- 

**熊本県スポーツ振興審議会公告第1号**

平成19年度熊本県スポーツ振興審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成20年3月5日

熊本県教育長 柿 塚 純 男

- 1 開催日時  
平成20年3月19日（水）  
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
県庁本館 5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 熊本県のスポーツ振興の現況について  
(2) 今後の熊本県のスポーツ振興について  
(3) その他、報告事項
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県スポーツ振興審議会事務局（熊本県教育庁体育保健課生涯スポーツ係）  
（電話 096-333-2710）

